



山口労雇均発 1201 第 1 号
令和 2 年 12 月 1 日

山口県経営者協会会長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長



新型コロナウイルス感染症による「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」の開設について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

山口労働局では、「小学校休業等対応助成金」に関する相談に対応するため、令和 2 年 11 月 24 日から 12 月 28 日までを期間とする「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を開設しました。

「小学校休業等対応助成金」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として小学校などが臨時休業した場合などに、その小学校などに通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対して支給しているものです。

当該助成金の申請に関しましては、今年 2 月 27 日から 9 月 30 日までの休暇についての申請期限が、12 月 28 日（必着）に迫っています。また、今年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの休暇についての申請期限は、令和 3 年 3 月 31 日となっています。

なお、前記のとおり、現制度では支給対象となる休暇取得の期間を 12 月 31 日までとしておりますが、今後期間を延長し、令和 3 年 2 月末までに取得した休暇も対象とすることが予定されております。

つきましては、下記のとおり資料をお送りいたしますので、当該助成金の活用と特別相談窓口の開設につきまして、傘下企業への周知に御配意いただきますようお願い申し上げます。

記

小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口のご案内

10 部

【お問い合わせ先】

山口労働局 雇用環境・均等室

TEL 083-995-0390

◆ 山口労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-rooudoukyoku>